

令和5年度第3回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和5年8月10日(木) 15:30~16:18

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、武内委員、八塚委員

事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 愛媛県最低賃金の改正決定について
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。また専門部会委員の皆様におかれましては引き続きの審議となりますがよろしくお願ひします。

本日は、公益代表の井上委員、使用者代表の小池委員、労働者代表の野村委員が欠席されておりますが、12名の委員の出席がありますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願ひいたします。

森本会長

ただ今から、第3回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様には、撮影などにあたりましては、審議の妨げにならないこと、傍聴者のプライバシーに配慮していただきますようよろしくようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛県最低賃金の改正決定について」に入ります。

愛媛県最低賃金の改正については、本日午前からの専門会議におきまして、審議しておりました。

後ほど審議状況を説明いたしますが、最終的に労使の意見が一致しなかったため、公益案を提示させていただき、採決により結論を得ることとしましたが、全会一致での結審には至りませんでした。

このため、本審において、金額審議を行うこととなります。

専門部会報告の後、金額審議に移りますが、金額審議は公労、公使での審議、採決を行ってまいりますので、非公開とします。

なお、金額審議終了後は、再び公開することといたします。

非公開となる間は、傍聴人、報道機関の皆様方には、暫く待機をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これから、部会長としての立場から、「愛媛県最低賃金専門部会報告」をいたします。

事務局は、「愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書」をお配りください。

(「愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書」を配布)

○森本会長

令和5年の愛媛県最低賃金の審議状況につきまして、本審の経過を含めて、御報告します。

7月6日に第1回本審を開催し、ここで「愛媛県最低賃金の改正決定」について、愛媛労働局長から諮問を受け、これを踏まえ愛媛県最低賃金専門部会を設置いたしました。

7月14日には、株式会社義農味噌様で実地視察を行い、原材料や光熱費が高騰している中での価格転嫁の状況、最低賃金引上げの影響、労働者の賃上げの状況のほか、県内全体の中小企業の経営状況などについてお話を伺いました。

そして8月1日に、第2回本審を開催いたしました。第2回本審においては、愛媛県最低賃金の改正決定についての意見聴取を行いました。4件の意見書の提出がなされま

した。意見陳述の希望がありました2名の方から、意見陳述をいただいております。また、中央最低賃金審議会で答申された目安の伝達が行われ、本年の目安答申は公益委員見解の中で政府の方針及び最低賃金法第9条第2項の三要素を考慮した審議を行い、労働者の賃金、労働者の生計費、事業者の通常の賃金支払い能力について、各種調査によるデータを踏まえたうえで、三要素を総合的に勘案した結果、消費者物価指数から導きだされた4.3パーセントを基準としたこと、更に各ランクの目安については、地域間格差などを考慮して、Aランクについては41円、Bランクについては40円、Cランクについては39円の引上げ額の目安が示されました。

更に中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、目安に関する公益委員会見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するという見解も示されました。

8月1日の第2回本審に続いて、第1回専門部会を開催し、部会長、部会長代理を選出して、会議の公開について審議した後、事務局から各種資料の説明がありました。この時に前年までと同様、最新のデータをもとに、令和3年度において最低賃金と生活保護との間に、乖離がないことを確認し、専門部会報告に盛り込むことを合意しました。

その後、具体的な金額審議に入り、労使各側からは金額改定審議にあたっての基本的な考え方について意見を述べていただきました。

基本的な考え方ですが、労側委員からは、普通に生活費を賄うことができる水準への最低賃金の引上げが必要であること、本年の春闘など、賃上げの維持・拡大、非正規労働者や中小企業で働く労働者へ賃上げの流れを波及させる必要があること、本年、当県がBランクにランク替えされ、位置づけされた状況を踏まえる必要があること、地域間格差の是正を図ることが必要であること、などの考え方が表明されました。

一方で、使側委員からは、物価上昇等を踏まえ、最低賃金の引上げの必要は理解できる場所であるが、その際には通常の賃金支払能力を過度に超えないこと、指標としては、賃金改定状況調査結果第4表や春闘結果などの数値が考えられるが、今年の春闘の賃上げは防御的な考えに基づくものであることに念頭を置くこと、物価上昇への対応として、消費者物価指数及び企業物価指数の対前年比の伸び率などを踏まえること、最低賃金引上げに伴う影響率にも注目する必要があることなどの基本的な考え方が表明されました。

その後、8月4日に第2回専門部会を開催し、労使各側からは基本的な考え方に基づいて、金額提示がされましたが、意見に隔たりがあるため、継続審議となりました。

そして本日、8月10日午前10時から、第3回の専門部会を開催しました。労使各側から更に歩み寄る形で金額提示をいただいで議論を重ねてまいりましたが、最終的には意見の一致が見られず、公益案を提示することになりました。

そこで公益委員で協議を行って、理由と共に公益案を提示した後、専門部会で採決をいたしました。その結果が先ほど配布させていただきました報告書になります。

ここで公益案に至った公益委員の基本的な考え方の概要を説明させていただきたいと思えます。

公益委員として、公益案を提示するにあたり、考慮した事項ですけれども、本年の春闘の賃上げ状況は各種調査で過去最高レベルとなっており、この賃上げの流れを一定程度維持する必要があると考えたこと、物価上昇が続く中で、労働者の生計費に重点を置いて考慮した訳ですが、松山市の持ち家の家賃を除く総合の令和5年の1月から6月までの平均の対前年比の消費者物価上昇率や、エネルギー価格の負担軽減策により、現在上昇率が1パーセント程度引下げられている負担軽減策が、9月末までの期限措置のため、今後更に消費者物価の上昇が懸念されることを考えました。

他にも、目安が4ランク制から3ランク制に移行し、当県は今回、新たに上位のBランクに位置づけされることになりましたので、各種経済指標に基づく評価によりBランクに当県が位置づけられたということを十分に考慮し、一定の対応が求められると考えたことや、同じくBランクである四国内の香川や徳島との格差是正、格差縮小も図る必要があるのではないかと考えました。

また、本日までに他県の答申状況も明らかになっておりますが、Bランクの中でも一定の上積みが目安に対してなされており、Cランクの県においても上積みがなされるなど、他県の答申状況にも一定程度配慮が求められると考えたことなど、以上のことを総合的に勘案し、公益委員において今回引上げ額44円、引上げ率5.16パーセントの公益案を提示させていただきました。

一方専門部会の審議の中で、労使委員から中小零細事業所が賃金引上げをし易い環境整備への支援、取り組みが求められるのではないかと、中小企業を中心に企業物価上昇によるコストアップを十分に製品価格に転嫁できていない状況にも配慮する必要があるとの意見が出ました。

今回の公益案ですけれども、最低賃金が時間額に統一されて以降、昨年に引き続いて最高の引上げ額と引上げ率となっておりますので、中小零細事業所が賃金引上げをし易い環境とする支援、これは公益委員においてもそうですし、労働者委員についても、もちろん同じ認識であります。

企業物価も上昇し続けているこの状況下において、中小事業者への支援が必要であることも公益委員として考えていることを最後に申し添えたいと思えます。

簡単ではありますが、今回の経過及び公益案作成に当たって、公益委員が考慮した事情について御報告をさせていただきました。

最初に申し上げましたが、専門部会において公益案を提示し、採決をいたしました、残念ながら全会一致の決議には至っておりません。従いまして、先ほど報告致しました専門部会の結論、報告書について、本審の場で審議していただき、採決することといたします。

それではここで具体的な金額審議に入りますので、傍聴人、報道機関の皆様は一旦退

席をお願いいたします。

(傍聴者、報道機関退席)

(金額審議)

(金額審議終了後、傍聴人と報道機関にも公開となることを案内し、以後公開の審議となる)

(答申文の写しを配布)

森本会長

それでは、再開いたします。

傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

採決の結果につきましては、過半数の賛成がありましたので、専門部会の結論をもって本審議会の議決といたします。

それでは、答申いたします。

(答申文手交)

森本会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官は答申文を朗読)

森本会長

ただ今の内容で、当審議会は答申させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。

局長から御挨拶があると伺っておりますので、よろしくをお願いいたします。

局長

愛媛労働局長の小宮山でございます。

森本会長をはじめ、公労使の各委員皆様におかれましては、地域別最低賃金の審議にあたりまして、最低賃金専門部会及び本審におかれまして、慎重かつ熱心な御審議を賜りましたことを誠にありがとうございました。

本年度の最低賃金の改正審議につきましては、今年の春闘や各種調査で、過去最高の賃上げがみられるという状況の一方で、昨年からの消費者物価の上昇、石油や天然ガスなどのエネルギー価格や原材料費などの高騰による価格転嫁の見極め、更にはランク制度の見直しによりまして、当県がBランクに位置付けられたことに対する考慮など、例

年にも増して注目が高かったことに加えまして、非常に難しい判断が求められる状況の中で、結論を導き出すと共に、真摯かつ慎重な審議を尽くしていただいたことに深く感謝申し上げたいところでございます。

ただ今いただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後で発効することになりますが、この改正発効された最低賃金の適用につきましては、愛媛労働局と所轄の監督署が一体となって周知に取り組むと共に、関係労使団体、各自治体の皆様にも御協力をいただきながら、より効果的な周知に努めてまいります。

また、改正された最低賃金における中小事業者等における円滑な運用につきましては、政府全体として各省庁で連携のもと各種政策の方を講じているところでございますが、今回の答申をいただくにあたりまして、審議会の委員の皆様から業務改善助成金の更なる活用促進に向けた拡充など、政府全体に対する御要望を併せて頂戴いたしました。

いただいた御要望につきましては、厚生労働本省の方に伝えると共に、業務改善助成金による生産性向上のための支援など、必要な措置に引き続き取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続き御理解、御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日、愛媛県最低賃金の答申をいただいたところでございますが、各委員の皆様にはお忙しいところ誠に恐縮ながら、引き続き「特定最低賃金」についても御審議をお願いしているところでございます。

今後とも最低賃金制度の円滑な制度の運用に向けまして、御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

森本会長

ありがとうございました。

ただ今、当審議会としての結論をまとめましたが、法令の手続きに基づき、異議申出の手続きがございますので、本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きにつきましては、最低賃金法第11条第1項に基づき、本日、愛媛労働局の掲示板に公示いたします。

県内の労働者又は使用者は、同条に基づき、公示のあった日から15日以内に、愛媛労働局長に異議を申し出ることができることとなっております。

本年は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日は、8月25日（金）となり、この日までに行われた申出が受理されることとなります。

異議の申出があった場合は、同条により、局長から審議会に意見を求めることとなり

まして、翌開庁日の8月28日(月)に第4回本審を開催し、御審議いただくこととなります。

以上でございます。

森本会長

ただ今の事務局からの説明がありましたとおり、8月25日(金)までに異議の申出があった場合は、同条により、労働局長から審議会に意見を求めることになっており、翌開庁日8月28日(月)に第4回本審を開催し、御審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

ただ今の説明につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

森本会長

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番3「その他」の議題について、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(発言なし)

森本会長

それでは、事務局から何かありましたら、よろしくお願いします。

賃金室長

今後のスケジュールについて説明いたします。

次回、第4回本審は、

8月28日(月)10時30分から、松山若草合同庁舎7階共用大会議室におきまして開催いたします。

第4回本審では、異議審のほか、特定最低賃金の改正の必要性についての答申、改正諮問を予定しております。

また、第2回小委員会は、8月18日(金)15時30分から、松山若草合同庁舎7階共用大会議室におきまして開催を予定しています。

事務局からは以上でございます。

森本会長

他になければ、これをもって第3回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様お疲れさまでした。